

101 訪問介護費（暫定版）

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
3級訪問介護員により行われる場合			減算 70/100	厚生労働大臣が定める者(平成12年厚生省告示第23号1)が指定訪問介護を行う場合は、平成21年3月31日までの間算定する。 <平成12年厚生省告示第23号1> 介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修の課程のうち3級課程を修了した者(同令附則第4条の規定により同令第3条第1項第2号に規定する訪問介護員養成研修の課程(3級課程に限る。)を修了した者とみなされたものを含む。)であって、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を終了した旨の証明書の交付を受けたもの。
2人の訪問介護員等による場合			加算 200/100	厚生労働大臣が定める要件(平成12年厚生省告示23号2)を満たす場合であって、同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して指定訪問介護を行ったとき。 <平成12年厚生省告示第23号2> 2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合。 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
2人の訪問介護員等による場合 Q&A				① 同時に3人以上の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行った場合は、それぞれの訪問介護員等について訪問介護費を算定できるか。 ① 例えば、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする訪問介護を提供する場合やエレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合など、利用者の状況等により、複数の訪問介護員等によるサービス提供が必要となった場合は、同時に2人の訪問介護員等によるサービス提供に限り、訪問介護費を算定できる(このとき、所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定する)。同時に3人以上の訪問介護員等が1人の利用者に対して訪問介護を行った場合は、それぞれの訪問介護員等について訪問介護費を算定できなく、2人の訪問介護員等に限り算定できる。(平15.4版 VOL2 問1)
夜間若しくは早朝の場合	○		加算 1回につき 25/100	夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までをいう。)に指定訪問介護を行った場合 <平成12年老企第36号 第2の2(11)> 居宅サービス計画又は訪問介護計画、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定しない。
深夜の場合	○		加算 1回につき 50/100	深夜(午後10時から午前6時までをいう。)に指定訪問介護を行った場合 <平成12年老企第36号 第2の2(11)> 居宅サービス計画又は訪問介護計画、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとする。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定しない。

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
特定事業所加算(Ⅰ)		○	加算 1回につき 20/100	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示25号1)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ただし、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している場合においては、特定事業所加算(Ⅱ)及び特定事業所加算(Ⅲ)は算定しない。</p> <p><平成12年厚生省告示25号1> イ 特定事業所加算(Ⅰ) 次の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所のすべての訪問介護員等(登録型を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 次の基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 ① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ② 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (3) 事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 (4) 事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が3割以上であること。 (5) 事業所に3級課程の訪問介護員がいないこと。 (6) 事業所のすべてのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。 (7) 算定日が属する月の前3月間における利用者の総数にうち、要介護4及び要介護5である者が2割以上であること。</p>
特定事業所加算(Ⅱ)		○	加算 1回につき 10/100	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示25号1)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ただし、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している場合においては、特定事業所加算(Ⅰ)及び特定事業所加算(Ⅲ)は算定しない。</p> <p><平成12年厚生省告示25号1> ロ 特定事業所加算(Ⅱ) 次の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所のすべての訪問介護員等(登録型を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 次の基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 ① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ② 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (3) 事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 (4) 事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が3割以上であること。 (5) 事業所に3級課程の訪問介護員がいないこと。 (6) 事業所のすべてのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。</p>

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
特定事業所加算(Ⅲ)		○	加算 1回につき 10/100	<p>厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示25号1)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合。 ただし、特定事業所加算(Ⅲ)を算定している場合においては、特定事業所加算(Ⅰ)及び特定事業所加算(Ⅱ)は算定しない。</p> <p><平成12年厚生省告示25号1> ハ 特定事業所加算(Ⅲ) 次の基準のいずれにも適合していること。 (1) 事業所のすべての訪問介護員等(登録型を含む。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 (2) 次の基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 ① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。 ② 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 (3) 事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。 (7) 算定日が属する月の前3月間における利用者の総数にうち、要介護4及び要介護5である者が2割以上であること。</p>

加算・減算名	実施体制	加算・減算	加算・減算適用要件
<p>特定事業所加算 Q&A</p>			<p>① 算定要件については毎月満たしていなければならないのか。また、要件に該当しないことが判明した場合の取扱いはどうなるのか。</p>
			<p>② 特定事業所加算を取得すれば、利用者の自己負担も増加することになるが、加算を取得した上で、負担軽減のため、特定の利用者に対して加算を行わないという取扱いをすることは可能か。</p>
			<p>③ 特定事業所加算の算定要件の一つである訪問介護事業者が実施する健康診断の取扱いはどうなるのか。</p>
			<p>④ 健康診断をパート従業員が自己の希望により自己負担で保健所等において受診した場合や定期的に受診する場合の取扱いはどうなるか。</p>
			<p>⑤ 重度対応要件のうち「利用実人員」の総数に占める要介護4又は要介護5の者の数の割合が20%以上」の具体的な算定方法は如何。</p>
			<p>⑥ 訪問介護事業所に係る特定事業所加算の「人材要件」のうち、「すべてのサービス提供責任者について、5年以上の実務経験を有する介護福祉士であること」との要件については、介護福祉士資格を取得する前の介護の経験を含むものとして取り扱ってよいか。</p>
			<p>⑦ 訪問介護事業所における特定事業所加算の「重度対応要件」の算定について、3月平均で2割を超えていればよいのか。</p>
<p>特別地域訪問介護加算</p>	<p>○</p>	<p>加算 1回につき 15/100</p>	<p>厚生労働大臣が定める地域(平成12年厚生省告示第24号)に所在する指定訪問介護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問介護を行った場合</p>